

1 水田活用の直接支払交付金

【317,693(277,026)百万円】

対策のポイント

食料自給率・自給力の向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進めるとともに、地域の特色のある魅力的な産品の産地づくりに向けた取組を支援することにより、水田のフル活用を図ります。

<背景／課題>

- ・国土が狭く、農地面積も限られている我が国において、国民の主食である米の安定供給、食料自給率・自給力の向上、多面的機能の維持強化等を図るためには、我が国の農業を特徴づける生産資源である水田を最大限に有効活用することが重要です。
- ・このため、需要に即した主食用米の生産を進めつつ、飼料用米や加工用米といった多様な米の生産振興を図るとともに、小麦、大豆など固定的な需要がありながら、その多くを海外からの輸入に依存している品目について作付けを拡大していく等の取組を進めていく必要があります。

政策目標

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米110万トン（平成37年度））
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦28.1万ha、大豆15万ha（平成37年度））
- 飼料自給率の向上（40%（平成37年度））

<主な内容>

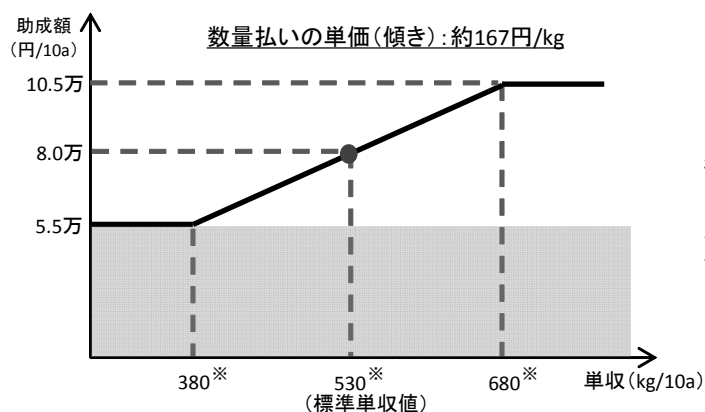
水田を活用して、麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対し、交付金を直接交付します。

（1）交付単価

① 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000～105,000円/10a

○ 飼料用米、米粉用米の数量と交付単価の関係



・数量払いによる助成については、農産物検査機関による数量の確認を受けていることを条件とします。

・※は全国平均の平年単収(標準単収値)に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村等が当該地域に応じて定めている単収(配分単収)を適用するものとします。

[平成28年度予算概算要求の概要]

- ② **二毛作助成** 15,000円/10a
水田における主食用米と戦略作物助成の対象作物、又は戦略作物助成の対象作物
同士の組み合わせによる二毛作を支援します。

- ③ **耕畜連携助成** 13,000円/10a
耕畜連携の取組（飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環）を支援します。

- (2) **産地交付金** 80,768(80,365)百万円
地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色
のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金に
より、**麦・大豆を含む産地づくりに向けた取組を支援**します。
また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行います。

対象作物	取組内容	追加交付単価
飼料用米、米粉用米	多収品種への取組	12,000円/10a
加工用米	複数年契約（3年間）の取組	12,000円/10a
備蓄米	平成28年産政府備蓄米の買入入札に おける落札 ※平成23年度における県別優先枠として配分した 6万㍓については対象外。	7,500円/10a
そば、なたね	作付の取組	(基幹作) 20,000円/10a (二毛作) 15,000円/10a

なお、都道府県段階において**主食用米以外の生産拡大に向けた自主的な取組を促**
す観点から、主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回ることとなる都
道府県に対し、下記のとおり配分します。

- ① 配分単価
5,000円/10a
② 交付対象面積
都道府県単位で生産数量目標の面積換算値※から主食用米作付面積を控除して
算定
※ 都道府県間調整を行った場合は、当該都道府県間調整後の生産数量目標の面積換算値を適用

[お問い合わせ先：生産局穀物課 (03-3597-0191)]

水田活用の直接支払交付金の概要

【平成28年度予算概算要求額： 317, 693(277, 026)百万円】

○ 水田で飼料用米、麦、大豆等を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図る。

【交付対象者】

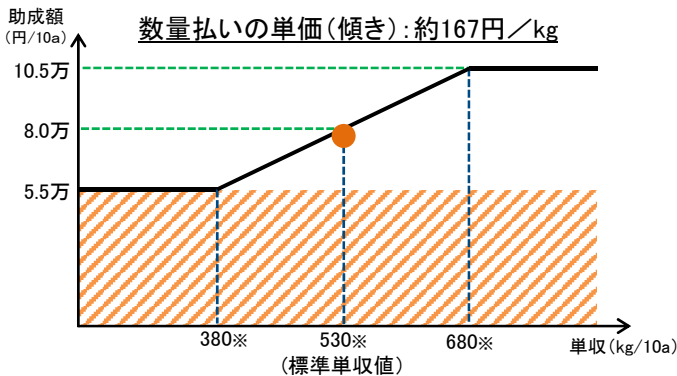
販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

【支援内容】

① 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円／10a
WCS用稲	8.0万円／10a
加工用米	2.0万円／10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 5.5万円～10.5万円/10a

＜飼料用米、米粉用米の交付単価のイメージ＞



注1：数量払いによる助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることが条件
注2：※は全国平均の平年単収（標準単収値）に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村等が当該地域に応じて定めている単収（配分単収）を適用

② 二毛作助成 1.5万円／10a

（主食用米と戦略作物助成の対象作物、又は戦略作物助成の対象作物同士の組み合わせによる二毛作を支援）

作付パターン(例)	交付金額(10a当たり)
主食用米 + 麦	(米の直接支払) + 1.5万円
麦 + 大豆	3.5万円 + 1.5万円
飼料用米 + 麦	5.5～10.5万円 + 1.5万円
米粉用米 + 飼料用米	5.5～10.5万円 + 1.5万円

③ 耕畜連携助成 1.3万円／10a

（飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環の取組を支援）

④ 産地交付金

○ 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、麦・大豆を含む産地づくりに向けた取組を支援

○ また、地域の取組に応じて都道府県に対して配分

対象作物	取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米	多収品種への取組	1.2万円/10a
加工用米	複数年契約(3年間)の取組	1.2万円/10a
備蓄米	平成28年産政府備蓄米の買入入札における落札	0.75万円/10a
そば、なたね	作付の取組	(基幹作)2.0万円/10a (二毛作)1.5万円/10a

なお、主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回ることとなる都道府県に対して配分(0.5万円/10a)

2 経営所得安定対策

【376, 116 (372, 099) 百万円】

対策のポイント

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）及び米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）について、担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）を対象とし、幅広い担い手が参加できるよう規模要件を課さずに実施します。

<背景/課題>

- ・諸外国との生産条件格差から生ずる不利がある畑作物は、コスト割れの補填が必要です。
- ・また、米・畑作物は、農産物価格下落が担い手の経営に及ぼす影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、農業者抛出に基づくセーフティーネットが必要です。

政策目標

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

<主な内容>

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額）194, 764 (207, 190) 百万円

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

（1）交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件は課しません）

（2）対象作物

麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

（3）交付単価

① 数量払

全算入生産費をベースに算定した標準的な生産費と標準的な販売価格との差額分を単位重量当たりの単価で直接交付します。

また、麦・大豆等の畑作物については、地域間、農業者間の品質の格差が大きいため、数量払の交付単価において、品質に応じて単価の増減を行います。

[平成28年度予算概算要求の概要]

＜小麦の品質区分と交付単価＞

(円／60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1 等				2 等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦	6,410	5,910	5,760	5,700	5,250	4,750	4,600	4,540

※ パン・中華麺用品種については、上記の単価に2,550円/60kgを加算。

＜大麦・はだか麦の品質区分と交付単価＞

(円／単位数量)

品質区分 (等級/ランク)	1 等				2 等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (50kg)	5,190	4,770	4,650	4,600	4,330	3,910	3,780	3,730
六条大麦 (50kg)	5,860	5,440	5,310	5,260	4,830	4,410	4,290	4,240
はだか麦 (60kg)	7,650	7,150	7,000	6,910	6,080	5,580	5,430	5,350

＜大豆の品質区分と交付単価＞

(円／60kg)

品質区分 (等級)	1 等	2 等	3 等
普通大豆	12,520	11,830	11,150
特定加工用大豆	10,470		

特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

＜てん菜の品質区分と交付単価＞

(円／t)

品質区分 (糖度)	(+0.1度ごと)	16.3度	(▲0.1度ごと)
てん菜	+62	7,260	▲62

＜でん粉原料用ばれいしょの品質区分と交付単価＞

(円／t)

品質区分 (でん粉含有率)	(+0.1%ごと)	19.5%	(▲0.1%ごと)
でん粉原料用ばれいしょ	+64	12,840	▲64

＜そばの品質区分と交付単価＞

(円／45kg)

品質区分 (等級)	1 等	2 等
そば	14,700	12,590

＜なたねの品質区分と交付単価＞

(円／60kg)

品質区分 (品種)	キザキノナタネ キラリボシ ナナシキブ	その他の品種
なたね	9,850	9,110

＜参考：平均交付単価＞

小麦	6,320円／60kg
二条大麦	5,130円／50kg
六条大麦	5,490円／50kg
はだか麦	7,380円／60kg
大豆	11,660円／60kg

てん菜	7,260円／t
でん粉原料用ばれいしょ	12,840円／t
そば	13,030円／45kg
なたね	9,640円／60kg

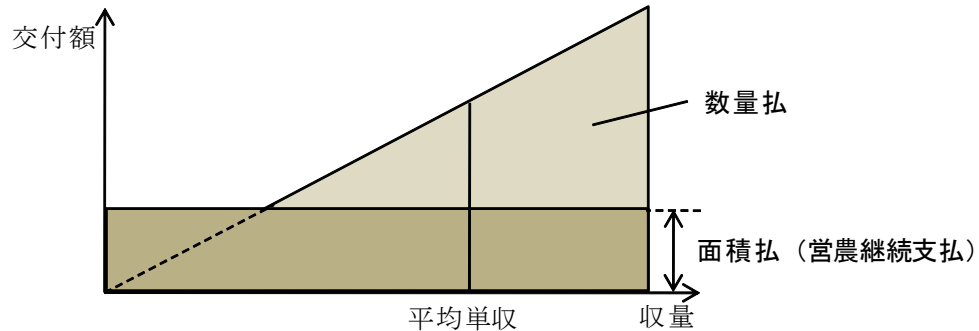
② 面積払（営農継続支払）

農地を農地として保全し営農を継続するために必要な経費が賄える水準を「営農継続支払」として、10a当たりの単価で直接交付します。

交付単価	:	20,000円	/	10a	（そばについては、13,000円 / 10a）
------	---	---------	---	-----	-------------------------

※ 面積払は、当年産の作付面積に基づいて支払います。

○ 数量払と面積払（営農継続支払）の関係



※ 面積払を先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、先に支払われた面積払の金額を差し引いた額を追加で支払う仕組みです。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

（所要額）97,927（80,213）百万円

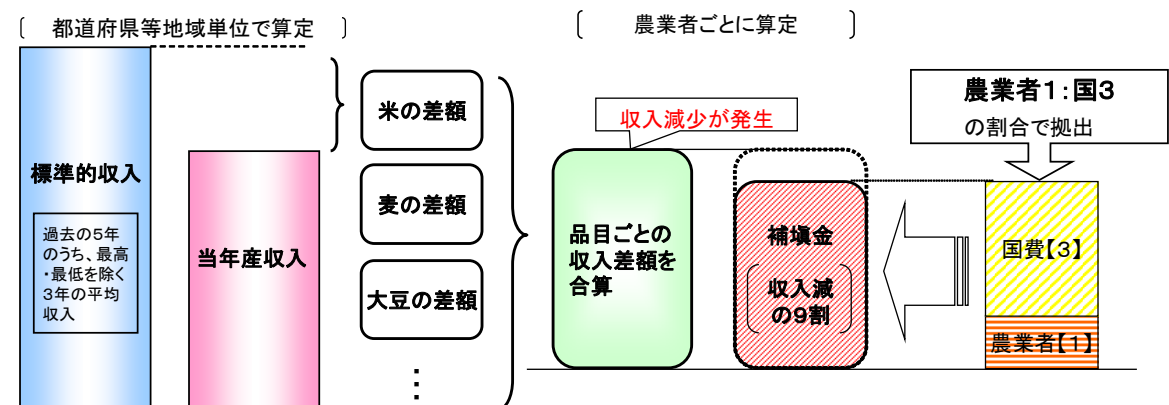
米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの27年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から、補填します。

（1）交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件は課しません）

（2）交付単価

当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積み立てた積立金で補填します。補填の財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。



3. 米の直接支払交付金 74,888(76,025)百万円

(激変緩和のための経過措置として、29年産までの時限措置として実施します。)

米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して交付金を直接交付します。

(1) 交付対象者

米の生産数量目標に従って、販売目的で生産(耕作)する「販売農家」、「集落営農」

(2) 交付単価

10a当たりの単価(全国一律)で直接交付します。交付対象面積は、主食用米の作付面積から一律10a控除して算定します。

交付単価	:	7,500円	/	10a
------	---	--------	---	-----

4. 経営所得安定対策等推進事業等 8,537(8,670)百万円

システム運営など経営所得安定対策等の運営に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、作付面積の確認等を行う都道府県、市町村等に対し必要な経費を助成します。

[お問い合わせ先：経営局経営政策課 (03-3502-5601)]

○ 経営所得安定対策等の概要(平成28年度予算概算要求)

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

【1,948(2,072)億円】水田・畑地共通】

- ◇ 担い手経営安定法に基づき、諸外国との生産条件の格差により不利がある農産物を対象に、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象(規模要件は課しません)】

【数量払】

交付単価は品質に応じて増減

対象作物	平均交付単価
小麦	6,320円/60kg
二条大麦	5,130円/50kg
六条大麦	5,490円/50kg
はだか麦	7,380円/60kg
大豆	11,660円/60kg

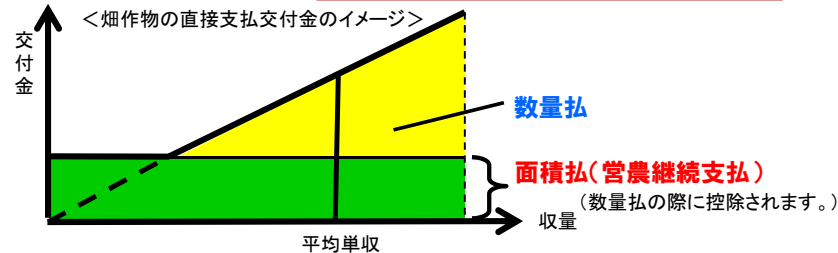
対象作物	平均交付単価
てん菜	7,260円/ t
でん粉原料用ばれいしょ	12,840円/ t
そば	13,030円/45kg
なたね	9,640円/60kg

注:小麦については、パン・中華麺用品種は、数量払に2,550円/60kgを加算

【面積払(営農継続支払)】

当年産の作付面積に基づき交付

2万円/10a(そばについては、1.3万円/10a)



米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)

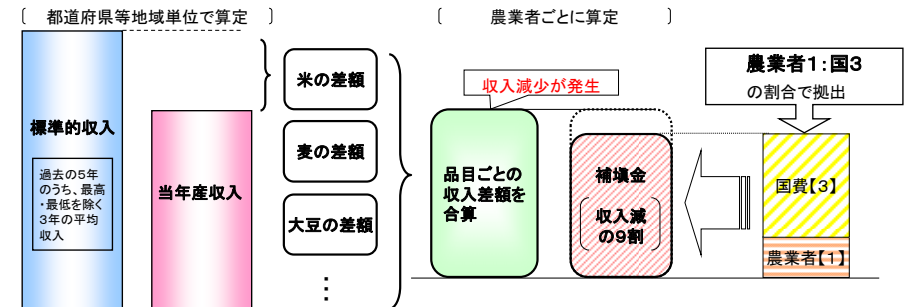
【979(802)億円】

- ◇ 担い手経営安定法に基づく、農家拠出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度

- ◇ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょを対象に、収入額の合計が標準的収入額を下回った場合は、減収額の9割を補填(対策加入者と国が1対3の割合で拠出)

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象(規模要件は課しません)】

＜収入減少影響緩和交付金のイメージ＞



米の直接支払交付金

【749(760)億円】

7,500円/10a

【米の生産数量目標に従って生産した販売農家又は集落営農が対象】

- ◇ 激変緩和のための経過措置として、29年産までの時限措置として実施
(30年産から廃止)

水田活用の直接支払交付金

【3,177(2,770)億円】

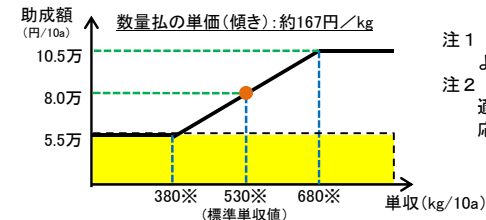
- ◇ 水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付

【販売農家又は集落営農が対象】

【戦略作物助成】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a

＜飼料用米・米粉用米の交付単価のイメージ＞



注1:数量払による助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることが条件

注2:※は全国平均の数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村等が当該地域に応じて定めている単収(配分単収)を適用

【二毛作助成】 1.5万円/10a 【耕畜連携助成】 1.3万円/10a

【産地交付金】

- ◇ 地域が策定する「水田フル活用ビジョン」に基づく、①水田における麦、大豆等の生産性向上等の取組、②地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援

経営所得安定対策等推進事業等

【85(87)億円】

- ◇ 対策の運営に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、作付面積の確認等を行う都道府県・市町村等に対して、必要な経費を助成等

3 米穀周年供給・需要拡大支援事業

【5, 033 (5, 033) 百万円】

対策のポイント

民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援します。

<背景／課題>

- ・平成25年秋に決定された米政策の見直しを推進するためには、生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備する必要があります。
- ・このため、気象の影響等により必要が生じた場合には、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施する体制を構築していくことが必要であるとともに、現物市場の活性化を図ることが求められています。

政策目標

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づいた、需要に応じた米の生産・販売の実現

<主な内容>

産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します（値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外）。

1. 周年安定供給のための長期計画的な販売の取組

主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組

2. 輸出用向けの販売促進等の取組

主食用米を輸出向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組

3. 業務用向け等の販売促進等の取組

主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組

4. 非主食用への販売の取組

主食用米を非主食用へ販売する取組

また、取引参加者の利便性を向上させるため、現物市場が共同でシステムの開発・導入を行う場合等に支援します。

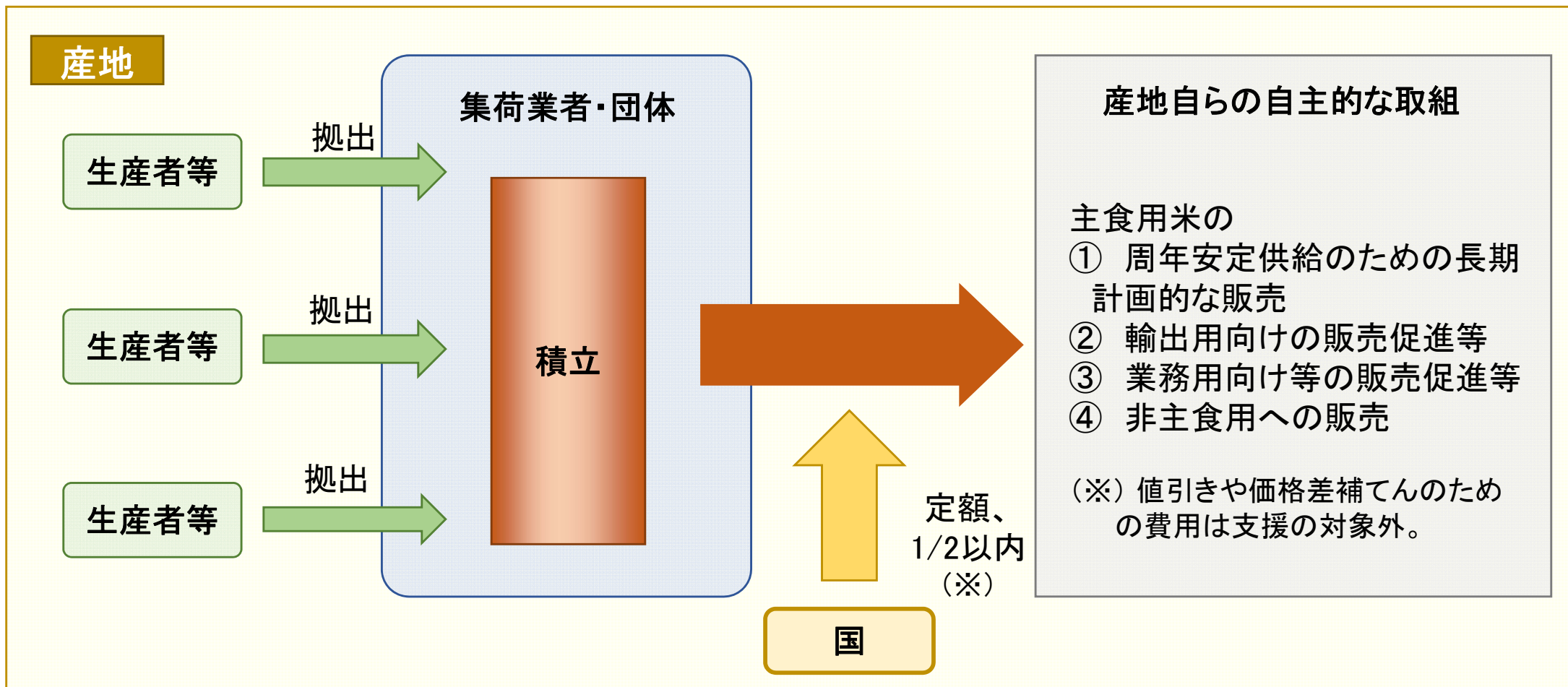
補助率：定額、1／2以内

事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：生産局農産企画課 (03-6738-8964)]

米穀周年供給・需要拡大支援事業

- 産地の自主的な取組により、需要に応じた生産・販売が行われる環境整備を図る観点から、気象の影響等により必要が生じた場合には、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施する体制を構築していくことが必要。
- あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に国も一定の支援。



また、取引参加者の利便性を向上させるため、現物市場が共同でシステムの開発・導入を行う場合等に支援。

4 農業農村整備事業（公共）

【337, 200（275, 265）百万円】

対策のポイント

農業競争力強化のための農地の大区画化・汎用化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、ため池の管理体制の強化等を推進します。

<背景／課題>

- ・農業競争力強化を図るためには、担い手への農地の集積・集約化に向け、農地中間管理機構とも連携した農地の大区画化・汎用化や、水管理の省力化等を実現する新たな農業水利システムの構築等を推進する必要があります。
- ・国土強靱化を図るためには、地震・豪雨等の自然災害の激甚化や基幹的な農業水利施設の老朽化への対策を講ずる必要があります。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 国営造成施設における重要構造物の耐震設計・照査の実施率（約2割（平成23年度）→約6割（平成28年度））
- 基幹水利施設の機能診断済みの割合（約4割（平成22年度）→約7割（平成28年度））
- 決壊すると多大な影響を与えるため池のうち、ハザードマップ作成等ソフト対策を実施した割合（4割（平成26年度）→10割（平成32年度））

<主な内容>

1. 農業競争力強化対策 131, 214（108, 932）百万円

大区画化・汎用化等の基盤整備を実施し、農地中間管理機構とも連携した担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を推進します。また、草地基盤整備を実施し、離農農家の草地の円滑な継承を図ります。

パイプライン化やICTの導入等により、水管理の省力化と担い手の多様な水利利用への対応を実現する新たな農業水利システムを構築し、農地集積の加速化を推進します。

2. 国土強靱化対策 205, 986（166, 333）百万円

基幹的な農業水利施設等の耐震診断やハザードマップの作成、耐震化工事、ため池の監視・管理体制の強化、農村地域の洪水被害防止対策等を実施します。

老朽化した農業水利施設の点検・診断の結果をデータベース化し、補修・更新等を適時・的確に実施します。

農業競争力強化基盤整備事業（1）	47, 780（34, 074）百万円
農業基盤整備促進事業（1）	22, 520（22, 520）百万円
農業水利施設保全合理化事業（1）	7, 039（4, 461）百万円
水利施設整備事業（農地集積促進型）（1）	606（606）百万円
国営農地再編整備事業（1）	28, 788（22, 937）百万円
国営かんがい排水事業（1、2）	123, 240（105, 333）百万円
農村地域防災減災事業（2）	44, 216（28, 015）百万円
国営総合農地防災事業（2）	28, 975（22, 813）百万円
水資源機構かんがい排水事業（2）	7, 272（6, 926）百万円
国費率・補助率：2／3、1／2等	
事業実施主体：国、都道府県等	

[お問い合わせ先：農村振興局設計課（03-3502-8695）]

農業農村整備事業

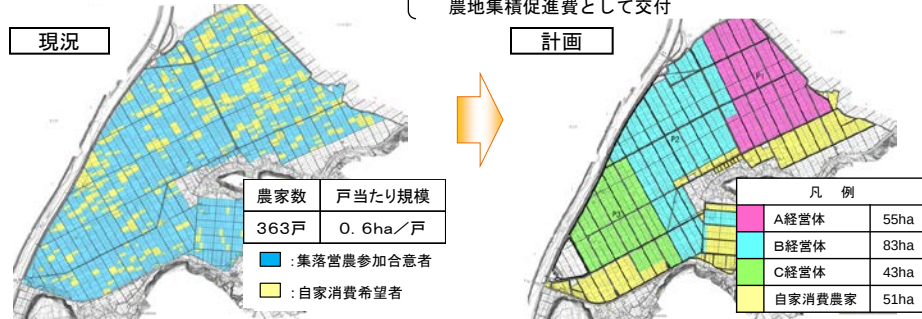
平成28年度予算概算要求額：337,200百万円
(平成27年度予算額：275,265百万円)

1. 農業競争力強化対策

○ **大区画化・汎用化等の基盤整備**を実施し、農地中間管理機構とも連携した担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を推進。

●地域全体の一体的な農地整備

【農業競争力強化基盤整備事業】
・地区の農地を集積・集約化した場合は事業費の最大12.5%を農地集積促進費として交付



○ パイプライン化やICTの導入等により、水管理の省力化と担い手の多様な水利用への対応を実現する**新たな農業水利システム**を構築し、農地集積の加速化を推進。

●新たな農業水利システム（イメージ）

【水利施設整備事業（農地集積促進型）】
・地区の農地を集積・集約化した場合は事業費の最大12.5%を農地集積促進費として交付



2. 国土強靱化対策

○ 基幹的な農業水利施設等の**耐震診断・耐震化、ため池一斉点検を踏まえたハード・ソフト対策**、農村地域の**洪水被害防止対策**等を実施。

●耐震診断



●耐震化



●ため池一斉点検を踏まえた対策の実施



●洪水被害防止対策



○ 老朽化した農業水利施設の点検・診断の結果をデータベース化し、**補修・更新等を適時・的確**に実施。

●老朽化の進行



●農業水利施設の補修・更新



5 農地耕作条件改善事業

【35,913(10,000)百万円】

対策のポイント

農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、担い手への農地の集積・集約化が行われ、又は基盤整備の実施により今後行われると見込まれる地域において、区画拡大、暗渠排水等に加え、土壌改良をはじめとする借り手のニーズに対応した基盤整備を支援します。

<背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進することが重要です。
- ・農地中間管理機構による農地の集積・集約化を加速するため、担い手の参入を促進するとともに、貸しやすく・管理しやすい農地になるよう、借り手の多様なニーズに沿ったきめ細かな基盤整備について、農業者の自力施工も活用し、安価かつ迅速に推進するなど、耕作条件の改善を機動的に進める必要があります。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

1. 農地の簡易な整備（定額助成）

農業者の自力施工も活用した農地の区画拡大等といった簡易な整備を実施します。

- (1) 田・畑の区画拡大：10万円/10a（水路の管水路化等を伴う場合、20万円/10a）
- (2) 標準的な暗渠排水（本暗渠管の間隔10m以下）：15万円/10a 等

※中心経営体に集約化（面的集積）する農地については、定額助成の単価を2割加算

2. きめ細かな基盤整備（定率助成）

農地・農業水利施設の整備等を多様なニーズに応じてきめ細かく実施します。

- (1) 貸しやすく・管理しやすい農地に整備するための支援
農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地の保全、管理省力化支援、高品質作物導入支援、営農環境整備支援、農地造成 等
- (2) 合意形成を促進するための支援
地形図作成、実施計画策定、権利関係等に関する調査・調整活動 等

※ 事業の特徴

- (1) 事業の実施区域は、農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、**本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域**
- (2) 事業実施年度に入ってから採択申請が可能（複数回受付）、農地中間管理機構から国への直接申請も可能
- (3) 農業法人等事業実施主体の意向に基づき、柔軟な支援を行う自費施工の仕組みを導入

補助率：1については定額、2については1／2等
事業実施主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業法人等※
※ 事業の実施能力を有し、人・農地プランの中心経営体に位置付けられている（若しくは確実と見込まれる）、又は農地中間管理機構から農地を借り受けている（若しくは確実と見込まれる）農業法人等

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 （03-6744-2208）]

農地耕作条件改善事業（拡充）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、**農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進することが重要。**
- 農地中間管理機構による農地の集積・集約化を加速するため、**担い手の参入を促進するとともに、貸しやすく・管理しやすい農地になるよう、借り手の多様なニーズに沿ったきめ細かな基盤整備**について、農業者の自力施工も活用し、安価かつ迅速に推進するなど、**耕作条件の改善を機動的に進めることが必要。**

1. 事業内容



条件の良くない農地は誰も借りてくれない！
もっと貸しやすい農地にしたい！
でも地域をまとめるのは大変！



すぐに整備できる支援があるといいな。
導入作物に適した土壌改良ができればいいな。
維持管理が楽な農地があれば借りたいのにな！

借り手が求める農地の条件整備を機動的に実施！！



畦畔除去



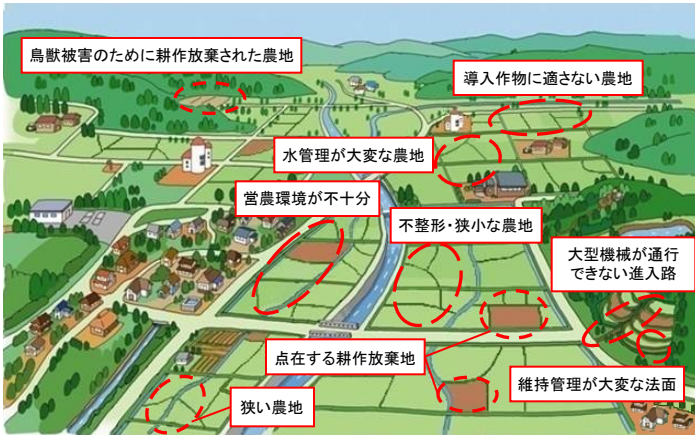
暗渠排水



用排水路



計画策定



自動給水栓



侵入防止柵



カバープランツ・小段



土壌改良



農作業道・進入路



営農飲雑用水



農地造成

① 定額助成

- 畦畔除去等による田・畑の区画拡大等の整備
・区画拡大 10万円/10a ・暗渠排水 15万円/10a 等
《区画拡大》



② 定率助成

- 貸しやすく・管理しやすい農地に整備するための支援
借り手の多様なニーズに沿ったきめ細かな基盤整備が実施できる事業メニューを実施

〔農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地の保全、管理省力化支援、高品質作物導入支援、営農環境整備支援、農地造成 等〕

- 合意形成を促進するための支援
基盤整備の実施に必要な計画策定が実施できる事業メニューを実施

〔地形図作成、実施計画策定、権利関係・農家意向・農地集積等に関する調査・調整活動 等〕

事業実施年度
に入ってから
の採択申請
が可能！
(複数回受付)

農地中間
管理機構
から国への
直接申請
も可能！

農業法人等事業実施主体の意向
に基づき、柔軟な支援を行う自費
施工の仕組みを導入
〔総事業費に対して、地方公共団体等
の負担がある場合には、それを減じた
額を国と事業実施主体で折半〕

2. 実施要件

- ① 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域（これらを受益とする施設も対象）
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上

3. 実施主体

- ・農地中間管理機構
- ・都道府県、市町村
- ・土地改良区、農業協同組合
- ・農業法人等

事業の実施能力を有し、人・農地プランの中心経営体に位置付けられている（若しくは確実と見込まれる）、又は農地中間管理機構から農地を借り受けている（若しくは確実と見込まれる）農業法人等



これなら
思い通りに
整備が
できるわ！

6 森林整備事業・治山事業（公共）

【213, 125（181, 856）百万円】

対策のポイント

- ・施業の集約化を図り、間伐、路網整備等を推進するほか、森林吸収量の確保に向けた条件不利地等における間伐や森林整備の低コスト化を推進します。
- ・自然災害に対する山地防災力の強化に向けた事前防災・減災対策等の総合的な治山対策を推進します。

<背景／課題>

- ・我が国の豊富な森林資源を循環利用し、安定的な木材の供給体制の構築に資するとともに、地球温暖化防止対策としての森林吸収量3.5%の確保に向け、**施業の集約化を図り、間伐、路網の整備等を推進する必要があります**があります。
- ・集中豪雨・地震等による激甚な山地災害やシカ、病虫害等による森林被害が各地で頻発しており、**国民の生命・財産を守るための治山対策等を推進する必要があります**があります。

政策目標

- 森林吸収量の算入上限値3.5%（平成2年度比）の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）
- 周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加（5.5万集落（平成25年度）→5.8万集落（平成30年度））

<主な内容>

1. 森林整備事業 141, 376（120, 286）百万円

- （1）施業の集約化を図り、間伐やこれと一体となった路網の整備、主伐後の再造林等を推進します。その際、列状間伐等による効率的な間伐や伐採と造林の一貫作業システムの導入を通じた森林整備の低コスト化により、面的な森林整備を推進するとともに、林業専用道の防災機能の強化を推進します。

森林環境保全直接支援事業	36, 708（23, 600）百万円
林業専用道整備対策	10, 956（10, 731）百万円
	国費率：10／10、1／2、3／10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者等	

- （2）奥地水源林等であって、所有者の自助努力によっては適正な整備ができない森林において**公的主体による間伐等の森林整備を推進**するとともに、鳥獣被害対策を推進します。

環境林整備事業	4, 500（2, 726）百万円
水源林造成事業	26, 456（24, 870）百万円
	国費率：10／10、3／10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、国立研究開発法人森林総合研究所等	

[平成28年度予算概算要求の概要]

2. 治山事業

71,749(61,570)百万円

- (1) 集中豪雨・地震等に起因する激甚な山地災害の発生リスクの増大を踏まえ、事前防災・減災のため、荒廃山地の復旧整備や水土保持機能が低下した森林の整備に加え、**予防治山対策を強化**します。

緊急予防治山事業（新規）	2,500(—)	百万円
復旧治山事業	27,019(22,648)	百万円
水源地域等保安林整備事業	10,365(8,630)	百万円
国費率：10/10、1/2等		
事業実施主体：国、都道府県		

- (2) **高齢世帯率の高い中山間地域における治山等激甚災害対策特別緊急事業の対象区域の拡大**など大規模災害からの早期復旧を推進します。

治山等激甚災害対策特別緊急事業	716(2,370)	百万円
民有林直轄治山事業	12,866(11,403)	百万円
国費率：10/10、2/3、5.5/10等		
事業実施主体：国、都道府県		

- (3) 火山噴火後の山地災害の未然防止のため、**降灰状況等の調査や火山泥流等の流下を防ぐ緊急的な対策を、治山施設の設置や防災林の整備等と一体的に実施**します。

復旧治山事業（再掲）	27,019(22,648)	百万円
防災林造成事業	3,267(2,772)	百万円
国費率：10/10、1/2等		
事業実施主体：国、都道府県		

お問い合わせ先：

1の事業	林野庁整備課	(03-6744-2303)
2の事業	林野庁治山課	(03-6744-2308)

平成28年度の林野公共事業

現状と課題

森林吸収源の確保

- 第2約束期間における森林吸収量3.5%(90年度比)を目指す
 - 2020年度以降の枠組みに向けた約束草案においても、森林吸収源対策による吸収量2.0%(13年度比)と位置付け
- 〔年平均52万haの間伐等の森林吸収源対策の着実な推進が必要〕

森林資源の循環利用の推進

- 人工林資源が本格的に利用期を迎える
 - 資源の循環利用の推進により林業を成長産業として確立
- 〔施業の集約化、路網整備による生産基盤の強化が必要〕

国土強靱化への対応

- 集中豪雨や地震等による激甚な災害が各地で発生
 - 集中豪雨や南海トラフ巨大地震、火山噴火等による大規模災害に備えた国土の強靱化が課題
- 〔崩壊地等の復旧整備に加え、事前防災・減災の観点からの対策の強化が急務〕

震災復興対策

- 東日本大震災による被害
- 〔海岸防災林の復旧・再生、放射能汚染への対応が必要〕

平成28年度予算概算要求の内容

地球温暖化を防止するとともに、豊富な森林資源を循環利用するための間伐等の森林施業や路網の整備等の着実な実施等により林業の成長産業化を実現。

近年の集中豪雨等による山地災害の発生や地球温暖化による山地災害発生リスクの上昇予測等を踏まえた事前防災・減災対策を推進。

森林整備事業

～地球温暖化防止など多面的機能発揮に向けた森林整備の推進～

森林の多面的機能の発揮を図りつつ資源の循環利用を通じて林業を成長産業として確立していくため、施業の集約化や路網整備により生産基盤を強化し、間伐等の森林整備を推進。

- ・ 列状間伐や森林作業道の継続利用による効率的な間伐の推進。
- ・ 伐採と造林の一貫作業システムの導入による森林整備の低コスト化を推進。
- ・ 林業専用道について、局部的構造の改良等の実施により防災機能の強化を推進。

治山事業

～事前防災・減災対策の推進～

近年の集中豪雨等による山地災害の発生や、地球温暖化の影響等により山地災害発生リスクが一層高まると予測されていることを踏まえ、地域の安全・安心を確保するための事前防災・減災対策を推進。

- ・ 集中豪雨等による山地災害の発生が懸念される山地災害危険地区において、緊急的・重点的に予防治山対策を推進。
- ・ 高齢世帯率の高い中山間地域における治山等激甚災害対策特別緊急事業の要件緩和による対象区域の拡大。
- ・ 火山噴火に伴う火山泥流等から集落の保全を図るための降灰状況等の調査、既存治山施設の排土、土石流センサーの設置等を、治山施設の整備等と一体的に推進。

農山漁村地域整備交付金事業

- ・ 事前防災・減災対策の重点化に必要な山地災害危険地区の調査を推進。
- ・ 地すべり防止施設における長寿命化対策を推進。

復旧・復興事業(森林整備・治山)

- ・ 海岸防災林の復旧・再生を推進するとともに、放射性物質の影響により整備が進みがたい人工林等において、公的主体による間伐等を引き続き推進。

成果

地球温暖化
防止への貢献

林業の成長
産業化の実現

緑の国土強靱化
の実現

震災からの
復興再生

7 水産基盤整備事業（公共）

【84,078（72,149）百万円】

対策のポイント

- ・消費・輸出の拡大に向けて、漁港の高度衛生管理対策など安全で安定した水産物の供給体制の確立を推進します。
- ・自然災害に強く安全で安心な漁業地域の実現に向けて、漁港施設の防災・減災対策を計画的に推進します。

<背景／課題>

- ・水産業の成長産業化を実現し、消費・輸出拡大を図る中で、特に輸出促進に重点をおいた高度衛生管理対策、水産資源の安定確保のための水産環境整備を推進し、競争力の強化を図ることが必要です。
- ・国土強靱化に資するため、漁港施設の地震・津波対策や長寿命化対策など大規模自然災害に備えた防災・減災対策を推進することが必要です。

政策目標

- 流通拠点漁港における高度に衛生管理される水産物の取扱量の増加
(29%（平成21年度）→概ね70%（平成28年度）)
- 水産環境整備による水産資源の生産力向上
(概ね11万トンの増産（平成28年度）)
- 流通拠点漁港における陸揚げ用岸壁の耐震化の推進
(20%（平成21年度）→概ね65%（平成28年度）)

<主な内容>

1. 国産水産物の衛生管理や安定供給のための基盤強化対策

30,954（25,005）百万円

国産水産物の輸出促進及び国内市場における競争力強化を図る中で、特に輸出戦略漁港における高度衛生管理対策を推進します（15,640百万円）。

また、海域全体の生産力の底上げなど資源回復のための水産環境整備を推進します（15,314百万円）。

直轄漁港整備事業	7,270（6,644）百万円
フロンティア漁場整備事業	3,000（2,700）百万円
水産流通基盤整備事業	7,416（4,349）百万円
水産環境整備事業	12,314（10,862）百万円
国費率：10/10（うち漁港管理者2/10等）、1/2等	
事業実施主体：国、地方公共団体等	

2. 災害に強い漁業地域づくりのための漁港施設の防災・減災対策、既存ストックの再活用

53,124（47,144）百万円

地震・津波等に対する漁港及び背後集落の安全確保のため、施設の機能診断を行うつつ、漁港施設の地震・津波対策、長寿命化対策を推進します。

また、拠点漁港へ陸揚げ・集出荷等の漁港機能の集約化、既存ストックの再活用を推進し、施設の維持管理・更新費の抑制等を図ります。

直轄漁港整備事業	9,936（8,998）百万円
水産流通基盤整備事業	6,560（5,586）百万円
水産物供給基盤機能保全事業	14,807（13,190）百万円
漁港施設機能強化事業	7,612（6,600）百万円
水産生産基盤整備事業	12,645（10,862）百万円
国費率：10/10（うち漁港管理者2/10等）、1/2等	
事業実施主体：国、地方公共団体	

[お問い合わせ先：水産庁計画課（03-3502-8491）]

水産基盤整備事業(公共)

平成28年度概算要求の考え方

【平成28年度予算概算要求額: 84,078 (72,149) 百万円】

水産日本の復活のため、以下の対策について重点的に推進。

- (1) 水産物の輸出促進に重点をおいた衛生管理対策
- (2) 海域全体の生産力の底上げを目指した水産資源の回復対策
- (3) 国土強靱化に資するため、漁業地域の地震・津波対策及び長寿命化対策
- (4) インフラの集約・縮減に向けた漁港機能の集約化・再活用

輸出戦略漁港の衛生管理対策

【課題と対応】

- ・水産物の輸出促進による需要拡大
- ・国産水産物の消費の低迷

- ・輸出戦略漁港における輸出重点品目等の品質・衛生管理対策の推進

鳥獣対策を施した屋根付きの陸揚岸壁



密閉型構造の荷さばき所

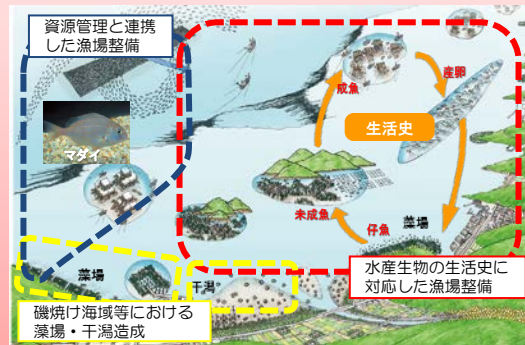


水産資源の回復対策

【課題と対応】

- ・低位水準にある水産資源が、依然として約5割存在
- ・気候変動等による藻場・干潟の減少等の環境変化

- ・海域全体の生産力の底上げを目指した水産環境整備の推進



水産資源を育む水産環境の保全・創造

地震・津波対策及び長寿命化対策

【課題と対応】

- ・南海トラフ等の切迫した大規模地震・津波による被害、地域産業への影響
- ・老朽化した漁港施設の増加及び維持管理・更新費の増大

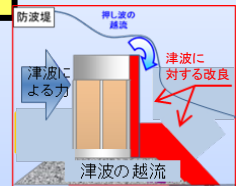
- ・漁港施設の地震・津波対策
- ・漁港施設の戦略的な長寿命化対策



耐震強化岸壁の効果



老朽化した岸壁の状況



津波に対して粘り強い構造を持つ防波堤



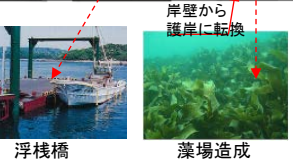
対策後の岸壁のイメージ

漁港機能の集約化・再活用

【課題と対応】

- ・人口減少社会の到来や港勢の動向が変化する中、現状の漁港の利用形態が続くと、機能分散したままとなり、維持管理・更新費の増大

- ・インフラの集約・縮減に向け、漁港機能の集約化・再活用を図ることにより、流通構造改革の推進や施設の維持管理・更新費の抑制



浮桟橋



藻場造成

8 農山漁村地域整備交付金（公共）

【124, 283（106, 650）百万円】

対策のポイント

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<背景／課題>

- ・地域の特色を活かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、生産現場の強化につながる農林水産業の基盤整備を進めることが重要です。
- ・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応するためには、防災・減災対策を推進することが必要です。
- ・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、強い農林水産業のための基盤づくりを推進する必要があります。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備
- 海岸堤防等の整備率66%（平成28年度）

<主な内容>

1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。
農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等
森林分野：予防治山、路網整備等
水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等
3. 国から都道府県に交付金を交付し、都道府県は自らの裁量により地区毎に配分できます。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。
（水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。）

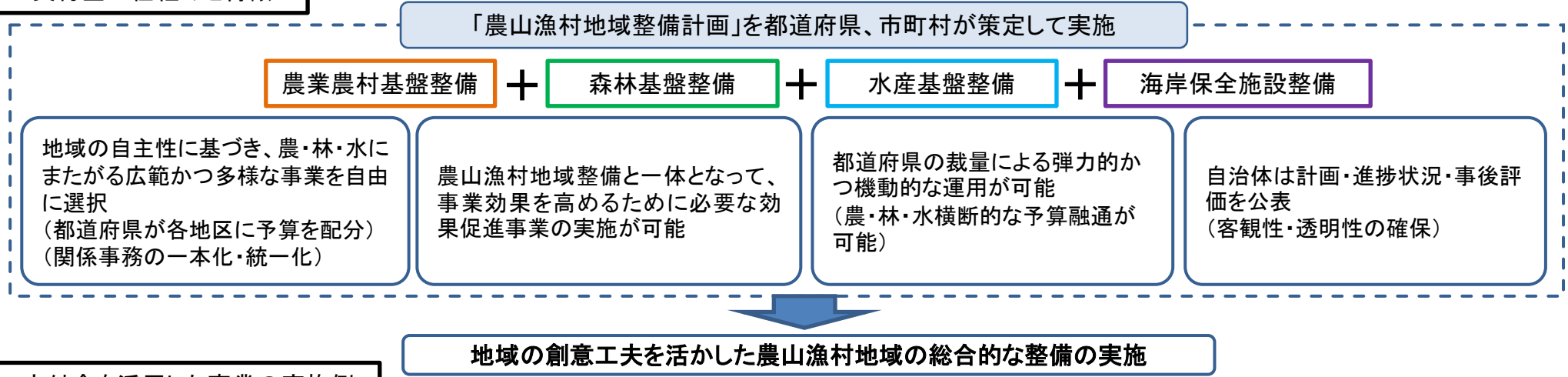
国費率：1／2等
事業実施主体：都道府県、市町村等

お問い合わせ先：
農業農村分野に関すること
農村振興局農村整備官（03-6744-2200）
森林分野に関すること
林野庁計画課（03-3501-3842）
水産分野に関すること
水産庁防災漁村課（03-3502-5304）

農山漁村地域整備交付金

- 農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。
- 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。

交付金の仕組みと特徴



交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】

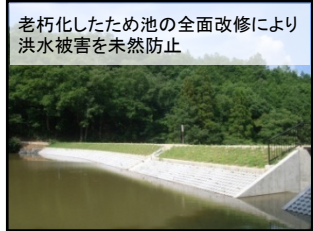
用水路の整備・更新により水管理負担を軽減し農地利用を推進



ほ場整備による農業生産性の向上、秩序ある土地利用の推進

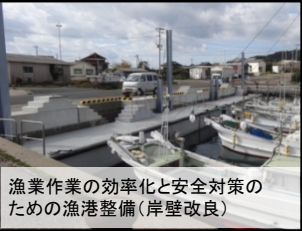


老朽化したため池の全面改修により洪水被害を未然防止



【水産基盤整備】

漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備(岸壁改良)



藻場造成による漁場の整備

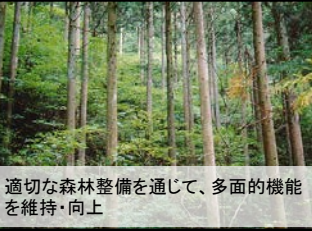


漁村における津波避難対策(避難地、避難路の整備)



【森林基盤整備】

適切な森林整備を通じて、多面的機能を維持・向上



林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現



治山施設による山地災害の未然防止



【海岸保全施設整備】

津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進



景観に配慮した侵食対策



津波・高潮対策としての水門の整備



9 強い農業づくり交付金

【34,511(23,085)百万円】

対策のポイント

国産農畜産物の安定供給・輸出拡大のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援します。

<背景／課題>

- ・「強い農林水産業」を実現するため、生産基盤の整備により、農業の収益力等を強化することが喫緊の課題です。
- ・このため、消費者・実需者の需要に応じて、国産農畜産物を安定的に生産・供給するとともに、輸出を拡大する産地体制等を構築する必要があります。

政策目標

- 指定野菜の加工・業務向け出荷量を39%増（平成37年度（対平成25年度比））
（80万1千トン（平成25年度）→111万6千トン（平成37年度））
- 1中央卸売市場当たりの取扱金額を8%増（平成32年度（対平成25年度比））
（585億円（平成25年度）→632億円（平成32年度））

<主な内容>

1. 産地の収益力の強化とリスクの軽減

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な共同利用施設の整備や再編を支援します。

また、「攻めの農業」の実現に向け、農畜産物輸出に向けた体制整備、新品種・新技術等を活用した「強み」のある産地形成、集出荷・処理加工施設等の再編合理化及び次世代施設園芸の地域展開について、優先枠を設置することにより、積極的に支援します。

〔優先枠の例〕

- ・ 輸出先国の求める衛生基準等を満たすために必要な施設の整備
- ・ 産地における新品種の種苗確保に向けた生産体制の整備
- ・ コスト低減に向けた乾燥調製施設、産地食肉センター等の再編
- ・ 地域エネルギーと先端技術を活用した大規模な高度環境制御型栽培施設等の整備等

2. 安全で効率的な流通システムの確立

食料の安定的な供給体制等を確保するため、各卸売市場が経営展望に即して行う産地や実需者との連携、品質管理の高度化等に資する施設の整備を支援します。

（ 交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体、事業協同組合等 ）

（ お問い合わせ先：
1の事業 生産局総務課生産推進室 （03-3502-5945）
2の事業 食料産業局食品製造卸売課 （03-6744-2059） ）

強い農業づくり交付金

平成28年度予算概算要求額: 34, 511 (23, 085) 百万円

国産農畜産物の安定供給・輸出拡大のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援。

補助対象:

① 共同利用施設等整備

乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設、家畜市場、畜産物処理加工施設、小規模土地基盤整備、飼料作物作付条件整備 等

② 卸売市場施設整備

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、情報処理施設 等

交付率:

都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）

事業実施主体:

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、事業協同組合等

交付先:

国 ⇒ 都道府県

支援メニュー

1 産地収益力の強化

各品目の生産性向上等の取組に必要な共同利用施設の整備を支援

2 産地合理化の促進

産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な共同利用施設の再編等を支援

3 気象災害等リスクの軽減

気象災害等産地を弱体化させるリスクの軽減に必要な共同利用施設（被害防止施設等）の整備を支援

4 食品流通の合理化

安全で効率的な市場流通システムの確立に必要な卸売市場施設の整備を支援

優先枠の設定

① 農畜産物輸出に向けた体制整備【30億円】

輸出先国の衛生基準等を満たすために必要な施設の整備を支援

② 「強み」のある産地形成に向けた体制整備【25億円】

新品種・新技術等の導入により、需要に対応した産地の形成に必要な施設の整備を支援

③ 集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化【35億円】

高収益な産地体制への転換を図るために、集出荷・処理加工施設等の再編合理化を支援

④ 次世代施設園芸の地域展開【20億円】

地域エネルギーと先端技術を活用した大規模な高度環境制御型栽培施設等の整備を支援

事業の流れ



10 強い水産業づくり交付金

【8, 000 (3, 500) 百万円】

対策のポイント

水産業の強化のための共同利用施設等の整備や漁港・漁村における防災・減災対策の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・水産物の安定供給の確保と水産業・漁村の発展のためには、産地における水産業の強化の取組を推進し、防災・減災の観点から全国的なインフラ整備を見直すことが重要です。
- ・このため、漁業者が定住できる漁村の形成、漁業者の所得の向上等に資する共同利用施設等の整備や、漁港・漁村において災害の未然防止、災害時の応急対応等に資する取組を推進する必要があります。

政策目標

- 共同利用施設の整備等を通じ、浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得を5年後に10%以上向上
- 漁村の人口に対し、避難施設が確保されている人口の割合を5%以上増加(55%(平成24年度)→60%以上(平成28年度))

<主な内容>

1. 産地水産業強化支援事業 5, 325 (1, 990) 百万円
(1) 「浜の活力再生プラン」の承認を受けた漁村地域を優先的に支援対象とし、漁村において、協議会が策定する「産地水産業強化計画」に基づき、所得の向上、地先資源の増大等に資する取組に対して支援します。
(2) (1) の計画実現のために必要となる施設の整備について支援します。
〔 交付率：(1) 1/2 以内
 (2) 市町村へは定額(事業実施主体へは事業費の1/3以内等)
事業実施主体：(1) 産地協議会、(2) 市町村、水産業協同組合等 〕
2. 水産業強化対策事業 2, 406 (1, 241) 百万円
都道府県や複数市町村等の広域的な対応が必要となる種苗生産施設、燃油補給施設など漁港漁場の機能向上のための施設整備及び内水面資源の調査等を支援します。
〔 交付率：都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/3以内等)
事業実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合等 〕
3. 漁港防災対策支援事業 269 (269) 百万円
漁港や漁村において、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止、被災時の応急対策を図る際に必要となる施設整備等を支援します。
〔 交付率：都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)
事業実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合等 〕

[お問い合わせ先：水産庁防災漁村課(03-6744-2391)]

強い水産業づくり交付金【平成28年度予算概算要求額： 8, 000(3, 500)百万円】

水産業の健全な発展と水産物の安定供給のため、産地における所得の向上、地先資源の増大等の取組や、漁港や漁村における地震や津波等の災害対策への取組等を支援。

①産地水産業強化支援事業

産地協議会（漁業者団体・市町村等）

「産地水産業強化計画」を策定（3年間）
（ソフト事業）

・マーケティング、技術講習会など



（ハード事業）

・加工処理施設、荷さばき施設など



浜の活力
再生プラン
策定地域
を優先的
に支援

漁業者の所得向上、漁業が
存続できる漁村の形成

水産業の健全な発展と
水産物の安定供給の確保

②水産業強化対策事業

（ハード事業）

都道府県や複数市町村等広域的な対応
が必要となる種苗生産施設、漁港漁場の
機能向上のための施設整備等を支援



（ソフト事業）

水面利用調整の推進、内水面資源
の調査等を支援

③漁港防災対策支援事業

漁港・漁村における防災・減災対策

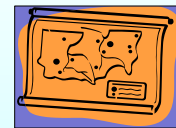
（ハード事業）

・津波避難施設
・漂流物防止柵 など



（ソフト事業）

・ハザードマップの作成
・避難マニュアルの作成 など



災害に強い
漁港・漁村づくり

※「南海トラフ地震特別措置法」に基づく避難施設・避難路整備は定額（2／3）

11 特殊自然災害対策施設緊急整備事業

【350（100）百万円】

対策のポイント

火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域を対象として、降灰被害に対応するための施設整備等を緊急的・集中的に実施します。

<背景／課題>

- ・我が国は国内に110の活火山を有する世界有数の火山国です。
- ・近年、桜島や阿蘇山などの活火山の急激な活発化に伴う降灰等により農作物等への被害や影響が増加している。
- ・このため、火山の噴火に伴う農作物への降灰等による被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を緊急的・集中的に実施し、災害に強い農村づくりを推進します。

政策目標

降灰等による農作物への被害が発生するおそれのある農地の減少

<主な内容>

災害に強い農村づくりを推進するため、火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められ、活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、降灰等による被害を防除・最小化するために必要となる洗浄用機械施設等の整備やそれと関連して行う基盤整備等を支援します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：市町村、農業者が組織する団体等

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-3502-6430）]

「特殊自然災害対策施設緊急整備事業」

趣 旨

- 火山活動の活発化に伴う降灰等により農作物等への被害が発生し、地域経済の基盤として地域生活の安定に欠かせない役割を果たす農業経営に著しい影響。
- このため、火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められ、活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、農作物への降灰等による被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を実施し、災害に強い農村づくりを推進。

事 業 内 容

- ① 降灰等による被害を防除・最小化するために必要な洗浄用機械施設整備等を実施
- ② 関連する整備等を一体的に実施

【①施設整備等】



降灰等による被害を防除・最小化させるために必要な洗浄用機械施設整備等を実施。

【②関連整備等】



整備効果を一層促進させるため、洗浄用水の供給施設など関連整備等を一体的に実施。

補 助 率 等

農業者が組織する団体等が行う事業に対して、事業費の1／2以内を補助

農林水産省



計画主体
(都道府県)



事業実施主体

事 業 の 対 象

- 活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域における、市町村、農業協同組合、農業生産法人、農業者が組織するその他の団体等

12 新しい野菜産地づくり総合対策事業

【2, 760(800) 百万円】

対策のポイント

実需者ニーズに対応した野菜の安定生産・安定供給を実現するため、生産者・実需者・行政等が連携して取り組む大規模な野菜団地の形成を支援するとともに、加工・業務用野菜の安定生産・安定供給に必要な土壌・土層改良、物流業界との連携による新たな輸送システムの導入実証等を支援します。

<背景／課題>

- ・近年、異常気象や連作障害により野菜の作柄が不安定となっている一方、加工・業務用野菜の国産ニーズが高まっており、輸入品からのシェア奪還を図るためにも、作柄安定技術の導入による実需者への安定供給体制の構築が喫緊の課題となっています。
- ・また、実需者ニーズや流通構造の変化に柔軟に対応するため、生産者、中間事業者、実需者等に行政が加わったコンソーシアム（協議会）による、川上から川下までの関係者が連携した大規模野菜産地づくりが必要となっています。
- ・さらに、ドライバーの不足、燃油価格の乱高下等により、青果物のトラック輸送による安定的な流通に支障が生じかねない状況です。

政策目標

野菜の生産数量の増加

(1,195万トン（平成25年度）→1,395万トン（平成37年度）)

<主な内容>

1. 加工・業務用野菜への作付転換の促進

輸入野菜からのシェア奪還に向け、加工・業務用野菜への転換を推進する団地を対象に、加工・業務用野菜の安定生産・安定供給に必要な土壌・土層改良、被覆資材の使用等の作柄安定技術を導入する場合に3年間支援する対策を実施します。

(対象品目：キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、レタス、スイートコーン*、えだまめ*)

※ 平成28年度から追加

(支援額：7万円/10a(1年目)、5万円/10a(2年目)、3万円/10a(3年目))

補助率：定額
交付先：(独)農畜産業振興機構
事業実施主体：農業者団体等

2. 需要・流通構造の変化に対応した新しい野菜産地づくりの推進

実需者ニーズや流通構造の変化に対応するため、生産者、中間事業者、実需者、行政等の関係者が一丸となって取り組む新しい野菜産地づくりを総合的に支援します。

(1) 露地野菜産地育成の支援

需要が伸びているキャベツ、レタス、ほうれんそう等の露地野菜の大規模産地づくりに向け、機械化一貫体系の導入、高性能農業機械のオペレーターの育成等を支援します。また、水田の有効活用により野菜産地を形成する際の小規模土地基盤整備等についても支援します。

(2) 施設野菜団地育成の支援

需要が伸びているトマト、きゅうり、ピーマン等の施設野菜の大規模団地づくりに向け、次世代施設園芸拠点で得られた知見も活用しつつ、パイプハウスや高度環境制御装置の導入等を支援します。

補助率：定額、1／2
事業実施主体：生産者・中間事業者・実需者・地方自治体等から構成されるコンソーシアム

3. 国産青果物の流通の効率化の推進

生産者、流通事業者、実需者等が連携し、トラック輸送から鉄道・船舶輸送への切替え等によって流通の合理化・効率化を図る際に必要な技術実証や、新たな技術を活用した低温輸送システムの構築等を支援します。

補助率：定額、1／3
事業実施主体：生産者・流通事業者・実需者等から構成されるコンソーシアム、民間団体

<各省との連携>

○ 国土交通省

・モーダルシフト等の推進（平成28年度継続）

荷主、物流事業者等が連携して実施するモーダルシフトの運行経費を補助（1／2以内） 等

お問い合わせ先：
生産局園芸作物課園芸流通加工対策室 （03-3502-5958）

新しい野菜産地づくりの推進

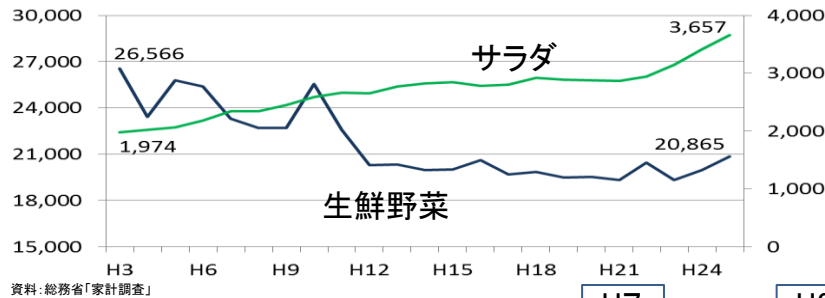
(新しい野菜産地づくり総合対策事業 平成28年度予算概算要求額 2,760(800)百万円)

現 状 と 課 題

1. 加工・業務用野菜ニーズの高まりへの対応が必要

○ニーズへの対応

生鮮野菜とサラダの購入金額の推移 (単位:円)



加工・業務用野菜の用途別国内消費率 約50% → 約60%
加工・業務用野菜の国産原料比率 約90% → 約70%

新たな食料・農業・農村基本計画

【生産努力目標】

H25 1,195万トン

H37 1,395万トン

200万トンの大幅増産

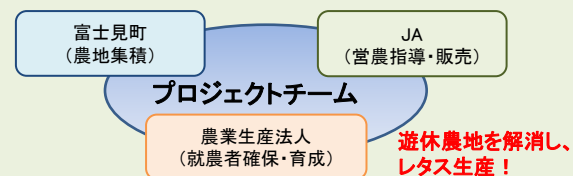
2. 大ロットでの安定生産・安定供給ニーズへの対応が必要

○多様な関係者によるニーズに対応できる野菜メガ団地づくりを加速化！

先進産地の事例

レタス産地づくりと新規就農者の育成を両立！
「富士見みらいプロジェクト」(長野県)

- 農業生産法人、富士見町、JAが連携
- 遊休農地等を町が主体で100ha集積
- 生産したレタスは、農業生産法人やJAの販路で流通・販売



地域資源エネルギーの活用、高度な環境制御技術を兼ね備えた次世代園芸拠点施設(全国10拠点)

- 地域資源によるエネルギー供給から生産
- 調製・出荷までを一気通貫して行う次世代施設園芸拠点において、コスト削減と地域雇用創出を図る

水田の有効活用！！
野菜等の園芸メガ団地で振興！(秋田県)

- 水田を有効活用した、園芸との複合経営により所得増を目指す
- 県が園芸振興をリードし、大規模な園芸団地を積極的に整備
- 事業実施主体は、1億円以上の販売を目標

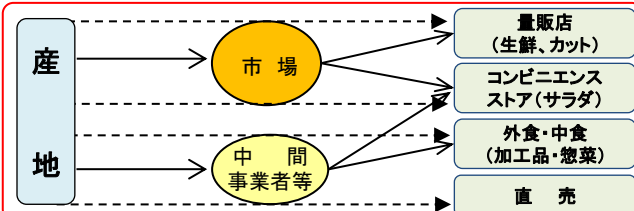


3. 国産青果物の供給体制の構築が必要

○深刻なドライバー不足

	2020年度	2030年度
需要量	103万人	96万人
供給量	92万人	87万人
過不足	▲11万人	▲9万人

○多様化する用途・流通経路



支 援 内 容

(1)加工・業務用野菜生産基盤強化タイプ

加工・業務用野菜への作付転換を推進するため、作柄安定技術を導入する場合に、当該経費の相当額の一部を定額面積払い

支援対象:土壌・土層改良、マルチ・べたがけ等の資材の使用、病虫害防除資材の導入 等

対象品目:キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、レタス、スイートコーン、えだまめ (下線は、平成28年度から追加)

(2)メガ野菜団地創生タイプ

実需者ニーズや流通構造の変化に柔軟に対応するため、川上から川下までの連携による大規模野菜団地づくりを総合的に支援。

対 応 方 向



コンソーシアムによる
新野菜団地づくりを
総合的に支援

支 援 内 容

1. 露地野菜団地育成タイプ

- ①産地協議会の設置・開催
- ②小規模土地基盤整備
- ③オペレーターの育成
- ④農業機械のリース導入

面積下限(要件)
概ね 10ha



2. 施設野菜団地育成タイプ

- ①産地協議会の設置・開催
- ②小規模土地基盤整備
- ③パイプハウスの導入
- ④高度環境制御装置の導入

面積下限(要件)
概ね 3ha



【要件】

- ・生産者、中間事業者、実需者等から構成されるコンソーシアムを設置すること。(当該コンソーシアムには、地方自治体が必要参画すること。)
- ・野菜生産の構造改革を示した「野菜団地づくりスーパー近代化計画(仮称)」を策定すること。
- ・当該計画が、地方自治体の定める「生産振興方針」と整合性があること 等

(3)国産青果物高度供給タイプ

新たな技術を導入したモーダルシフト等の流通合理化、高品質保持技術の導入によるバリューチェーンの構築等に係る実証を支援。

支援対象:新規格の鉄コンテナによる鉄道、船舶輸送や、電源コンテナ等新たな技術を活用したパーフェクトコールドチェーンの実証等



13 次世代施設園芸の地域展開の促進

【3, 240 (2, 008) 百万円】

対策のポイント

次世代施設園芸の各地域への展開を促進するため、これまでに整備された次世代施設園芸拠点における成果や取組に関するセミナー等による情報発信、拠点における実践的な研修等を支援するとともに、拠点で得られた知見を活用した施設園芸団地づくりを支援します。

<背景／課題>

- ・我が国の施設園芸を次世代に向かって発展させるため、化石燃料依存からの脱却を目指して地域資源エネルギーやICT等の先端技術を活用する大規模な次世代施設園芸における取組を各地域に展開していくことが必要です。
- ・また、高度な環境制御技術による周年・計画生産を実践できる人材の育成が必要です。

政策目標

国内の園芸施設のうち複合環境制御装置を備える施設の割合を平成36年度までに3割増加

<主な内容>

1. 次世代施設園芸地域展開促進事業

(1) 次世代施設園芸地域展開促進事業 [新規] 278 (一) 百万円

次世代施設園芸拠点で得られた知見の全国的なセミナー等による情報発信、次世代施設園芸拠点等を活用した研修等の人材育成等を支援します。また、取組意向のある地域に対する計画策定等を支援します。

(2) 次世代施設園芸導入加速化支援事業 962 (2, 008) 百万円

継続地区の次世代施設園芸拠点について、中核施設となる高度な環境制御を行う温室等の整備、生産コスト縮減のための新技術実証等を支援します。

補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間企業・生産者・地方自治体等から構成されるコンソーシアム等

2. 強い農業づくり交付金（優先枠） 2, 000 (一) 百万円

次世代施設園芸拠点における取組を参考に、地域エネルギーと先端技術を活用した大規模な高度環境制御型栽培施設や集出荷貯蔵施設の整備等について、優先枠を設置することにより、積極的に支援します。

交付率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等

3. 新しい野菜産地づくり総合対策事業 [新規]

2, 760 (一) 百万円の内数

施設野菜の大規模団地づくりに向け、次世代施設園芸拠点で得られた知見も活用しつつ、パイプハウスや高度環境制御装置の導入等を支援します。

補助率：定額、1/2
事業実施主体：生産者・実需者・地方自治体等から構成されるコンソーシアム

お問い合わせ先：

- 1、2の事業 生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室
(03-3593-6496)
- 3の事業 生産局園芸作物課園芸流通加工対策室
(03-3502-5958)

次世代施設園芸の地域展開の促進

【平成28年度予算概算要求額 3,240(2,008)百万円】

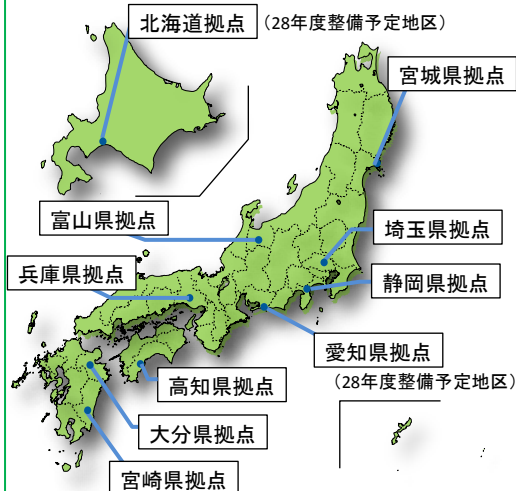
次世代施設園芸拠点 で得られた知見

ICTを活用した
高度な栽培技術

木質バイオマス等の
地域資源利用のノウハウ

実需者との連携による
安定的な販路の確保

次世代施設園芸拠点 (全国10箇所)



次世代施設園芸を地域に展開

1 セミナー等による情報発信、研修による人材育成等

拠点で得られた知見を速やかに普及するため、

- ① 次世代施設園芸拠点の知見を発信する**セミナーの開催**
- ② 次世代施設園芸拠点を活用した実践的な**研修**
- ③ コンソーシアム形成に向けた**マッチングの場の提供**等を支援。

【事業実施主体】民間団体等 【支援対象者】次世代施設園芸に関心を有する者



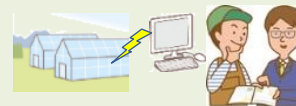
2 計画策定支援

次世代施設園芸の整備を目指す地域に対し、施設園芸の専門家が行う、

- ① **事業計画の策定**
- ② **地域の生産者等のグループ化**等を支援。

【事業実施主体】民間団体等

【支援対象者】次世代施設園芸の整備を目指す生産者、実需者等からなるグループ(都道府県の参画を必須)



3 施設整備

次世代施設園芸拠点で得られた知見を活用した施設園芸団地づくりを支援。

強い農業づくり交付金(優先枠)

地域エネルギーと先端技術を活用した**大規模な園芸施設の整備**を支援

新しい野菜産地づくり総合対策事業(施設園芸野菜団地育成の支援)

施設野菜の大規模団地づくりに向け、**パイプハウス**や**高度環境制御装置の導入**を支援

※このほか、次世代施設園芸拠点の継続地区の整備等を支援。

地域の所得向上と雇用創出を実現！



14 国産花きの生産・供給対策

【1,000(654)百万円】

対策のポイント

国産花きのシェア奪還と輸出拡大を図るため、低温パッキング等によるコールドチェーンの構築、日持ち保証販売の普及、指導者向け花育研修を行うほか、平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けた安定供給体制づくりを支援します。

<背景／課題>

- ・平成26年12月に施行された「花きの振興に関する法律」の理念の実現に向けて、国産花きの生産・供給体制の強化、輸出や需要拡大のための取組を推進し、国産花きのシェア奪還と輸出拡大を図ることが必要です。
- ・また、真夏に開催される平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会で国産花きを安定的に供給するためには、盛夏期における生産技術等を早期に普及することが重要です。
- ・さらに、国産花きの輸出拡大を図るため、平成28年4月から開催されるトルコのアンタルヤ国際園芸博覧会に出展し、国産花きをアピールしていく必要があります。

政策目標

- 国産花きの産出額の拡大(3,785億円(平成25年)→5,000億円(平成32年))
- 国産花き輸出額の増大(96億円(平成25年)→150億円(平成32年))

<主な内容>

1. 国産花きイノベーション推進事業

837(532)百万円

国産花きのシェア奪還と輸出拡大を図るため、低温パッキング等によるコールドチェーンを構築する取組や、流通・販売・用途の違いに基づく品目別の適切な日持ち保証日数を設定するための取組を支援するとともに、「花育」の指導力向上のための実践研修を実施します。

また、真夏に開催される平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会において、国産花きを安定的に供給する体制整備に向けた取組を強化するとともに、真夏でも弱らずに安定的に生育できる花壇や壁面緑化の管理技術を実証します。

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：協議会、民間団体等

2. トルコ・アンタルヤ国際園芸博覧会政府出展事業 163(121)百万円

トルコ・アンタルヤ国際園芸博覧会への政府出展における展示会場の運営・管理、品種コンテストへの展示、広報等を行います。

委託費
委託先：民間団体

(関連対策)

国産花きのシェア奪還・輸出拡大を支える研究開発(委託プロジェクト研究)

99(110)百万円

花きの国際競争力の強化に向け、①良日持ち性、高い病害抵抗性等民間企業の育種を下支えする基盤的形質を有する系統、②日持ち性向上のための鮮度保持剤等、③栽培施設の環境制御を低コスト化するための技術の開発・改良を行います。

委託費
委託先：民間団体等

お問い合わせ先：

生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室(03-6738-6162)

関連対策 技術会議事務局研究統括官(食料戦略、除染)

(03-3502-2549)

国産花きの生産・供給対策

平成28年度予算概算要求額
1,000(654)百万円

○国産花きのシェア奪還と輸出拡大を図るため、国産花きの生産・供給体制の強化、輸出や需要拡大のための取組を推進。

国産花きイノベーション推進事業

【837(532)百万円】

【パーフェクトコールドチェーン等による
国産花きの国内流通・輸出拡大の支援】(新規)



1 パーフェクトコールドチェーンの構築

国産花きの品質向上に向け、低温下での切り花の
パッキング(箱詰め)や、輸送前に箱内部まで十分に
冷気を取り入れる差圧予冷技術等を事業者が実証

2 盆栽等の消毒方法等の確立

輸出先国、品目毎に効率的な隔離栽培、
消毒方法等を実証し、マニュアル化



【切り花の日持ち保証販売の普及に向けた取組支援】(拡充)

○流通・販売・用途の違いが日持ち性に与える
影響を把握し、適切な日持ち保証日数を設定
する等の取組を実施



【「花育」のレベルアップに向けた活動支援】(拡充)

1 各地の優れた花育活動を抽出し、
その特長を分析するとともに、
現役の教師や花き関係者を対象とした
花育の実践研修等を実施



2 花育の更なる普及に向け、花き関係団体が連携した
「花育月間」等の全国活動を推進

【盛夏期における国産花きの安定供給に向けた取組支援】(拡充)

1 様々な種類の花を平成32年のオリンピック・
パラリンピック東京大会で提供できるよう、
切り花について、「夏季産地適応試験」を行う
品目を拡充



2 真夏でも弱らずに安定的に生育できる花壇や壁面緑化の
管理技術を実証し、その結果をセミナー等を通じて普及



トルコ・アンタルヤ国際園芸博覧会政府出展事業(継続)

【163(121)百万円】

平成28年にトルコで開催される国際園芸博覧会の
政府出展における展示会場の運営・管理等



(関連対策) 国産花きのシェア奪還・輸出拡大を支える研究開発

【99(110)百万円】

花きの国際競争力強化に向け、

- ①民間企業の育種を下支えする基盤的形質を有する系統
- ②日持ち性向上のための鮮度保持剤等
- ③栽培施設の環境制御を低コスト化するための技術
の開発・改良



○ 日持ちの良いカーネーション新品種の育成

「ミラクルルージュ」(中央)は、既存品種(左及び右)がしおれた後も
開花し続ける特性を保持(写真は18日経過後)

15 農業界と経済界の連携による 先端モデル農業確立実証事業

【374（332）百万円】

対策のポイント

農業界と経済界が連携して行う先端モデル農業の確立に向けた取組を支援し、日本農業全体への普及を図ります。

<背景／課題>

- ・日本農業の競争力強化を図る上で、産業界・経済界と連携し、その先端技術やノウハウを農業界にも導入していくことが重要です。

政策目標

産業界の努力も反映して担い手の生産コストを削減

<主な内容>

農業界と経済界が連携して行う、低コスト生産技術体系の確立、ICTを活用した効率的生産体制の確立、低コストの農業機械開発、農業経営における新しいビジネスモデルの実証など、先端モデル農業の確立に向けた取組を支援します。

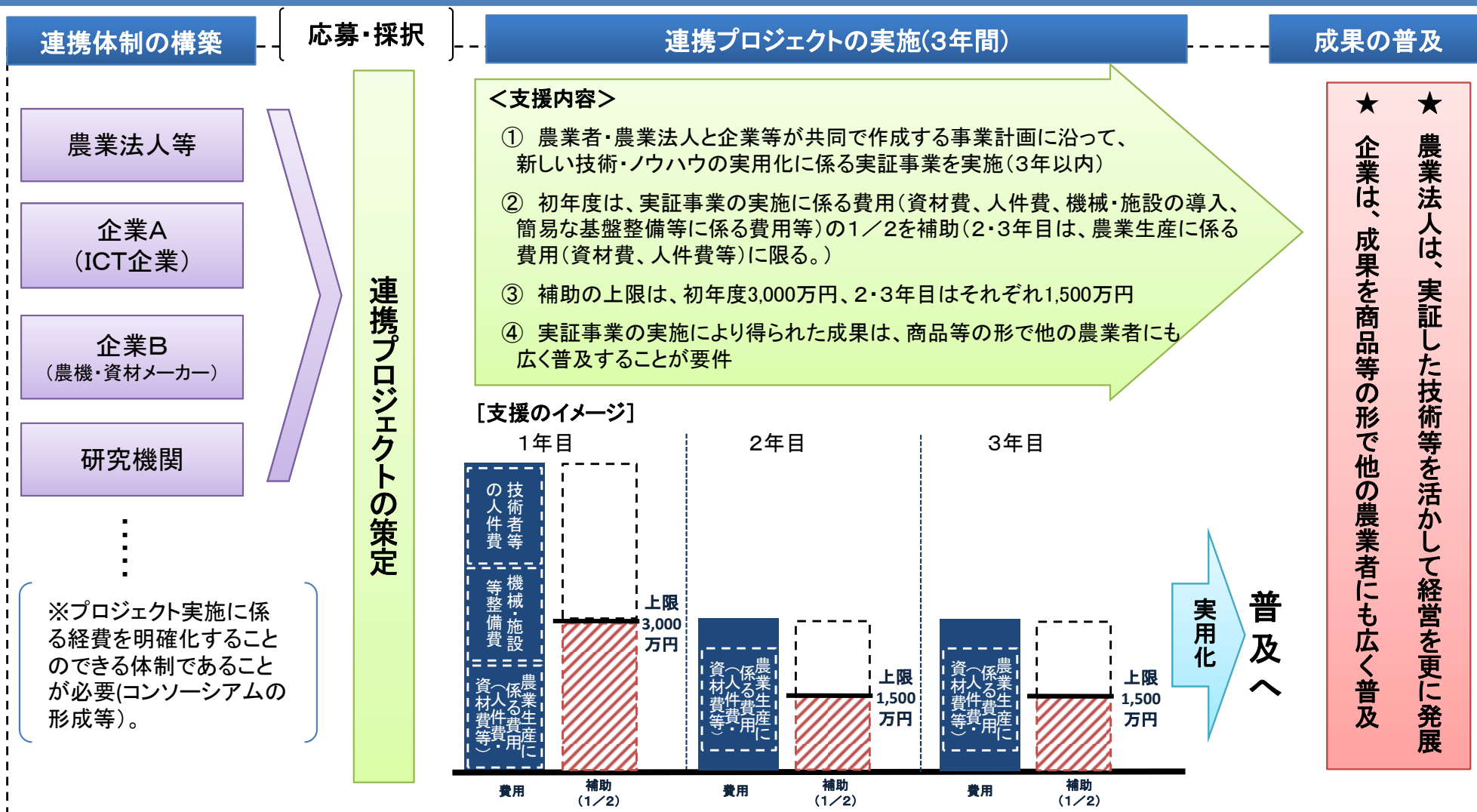
具体的には、農業法人と企業等が共同で取り組む実証事業（3年以内）であって、得られた成果を他の農業者等に広く普及するものに対して、費用（資材費、人件費、機械・施設の導入、簡易な基盤整備等に係る費用等）の1／2を補助（上限は初年度3,000万円、2・3年目はそれぞれ1,500万円）します。

補助率：1／2等
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：経営局経営政策課（03－6744－0577）]

「農業界と経済界の連携による先端モデル農業確立実証事業」のスキーム

意欲のある農業法人と先端技術を有する経済界の企業等が連携して行う、低コスト生産技術体系の確立やICTを活用した効率的生産体制の構築、低コストの農業機械開発、農業経営における新しいビジネスモデルの実証などの先端モデル農業の確立に向けた取組を支援し、その成果を地域に広く普及することにより、日本農業全体の競争力強化を図る。



16 農業労働力最適活用支援総合対策事業 [新規]

【500（一）百万円】

対策のポイント

産地において労働力の募集・派遣を一体的に行う仕組みや農業サービス事業体・援農隊による労働力の提供を円滑に行う仕組みの構築を支援します。

<背景／課題>

- ・農業就業者の減少や高齢化等により労働力不足が進行する中、農業生産においては年間を通じた作業量が平準化していないことから、農地集積や大規模化等を進めていくためには限られた労働力を最適に活用することが重要です。
- ・このため、農作業の一部の分業化・外部化を推進していくこと等により、産地において戦略的・実践的に労働力を確保・活用する仕組みを構築する必要があります。

政策目標

労働力の安定確保や農作業の外部委託が円滑にできる環境を整備し、事業実施地区において必要とされる労働力を事業実施年度から3年後までに100%確保

<主な内容>

1. 産地における労働力最適活用支援

産地単位で、生産者団体や市町村等の関係者が構成員となって「労働力確保戦略センター」を立ち上げ、労働力の募集や産地への派遣、農業サービス事業体による農作業の外部化や援農隊による労働力の提供など、戦略的・実践的に労働力を確保・活用するための取組を支援します。

（補助率：定額、1／2）
事業実施主体：生産者団体・市町村・農業者等から構成される協議会等

2. 全国推進

産地における取組を全国に展開するために必要な全国共通課題等の検討、各産地の取組の情報収集・提供、産地間の労働力融通、援農隊の育成・活用に向けた取組を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：生産局技術普及課 （03－6744－2111）]

農業の労働力確保・最適活用のためのモデルシステムの構築

【 農業労働力最適活用支援総合対策事業 】

(平成28年度予算概算要求額:5(-)億円)

- 農業就業者の減少や高齢化等により労働力不足が進行する中、年間を通じた作業量が平準化していない農業生産において、農地集積や大規模化等を進めていくためには限られた労働力を最適に活用することが必要。
- 全国段階では、今後のシステム展開に必要な全国共通課題等の検討や、各産地の取組の情報収集・提供のほか、産地間の労働力融通を実施。
- 産地段階では、生産者団体や市町村等の関係者が構成員となって「労働力確保戦略センター」を立ち上げ、労働力の募集や産地への派遣、農業サービス事業体による農作業の外部化や援農隊による労働力の提供など、戦略的・実践的に労働力を確保・活用するための取組を実施。

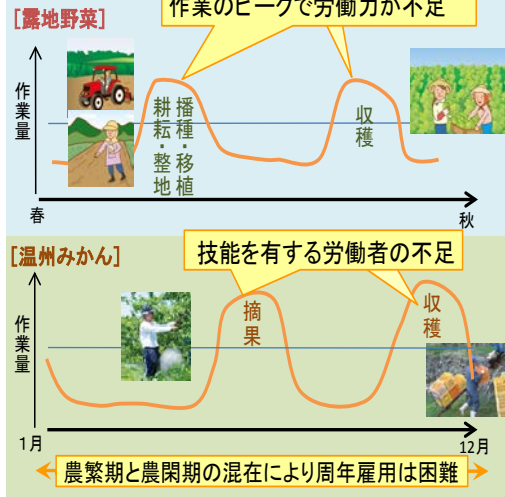
〔労働力確保の現状〕

農業就業者の減少や高齢化等による労働力不足の進行



農業の特徴：年間を通じた作業量が平準化していない

(例)



農地集積・大規模化への対応に限界

〔事業概要〕

労働力確保最適活用システム協議会

※事業実施主体は
全国団体等を想定

◎ 全国的課題の検討、各産地からの情報収集・提供等を実施

- ・今後の農業労働力最適化システム展開への検討として、**労働力確保・最適化に必要とされる全国共通課題(作業者の技能認定方法、労働法規上の課題)等について検討**を実施
- ・各産地の「労働力確保戦略センター」から、労働力の需要と供給について**情報を収集・集約し、産地に情報提供**するとともに、産地からの要請に応じて**産地間の労働力融通**を実施

情報
集約

情報
提供

労働力確保戦略センター (産地単位で設置)

◎ 主要産地単位で戦略的・実践的に労働力を確保・活用するための組織を設置

◎ 労働力の募集・育成、産地の要請に応じた人材の調整、労働負荷軽減のための環境整備等を実施

【構成員】

生産者団体、市町村、農業者、農業公社、農業サービス事業体、県普及指導センター等

多種多様な 人材



- サービス事業体への雇用希望者
- 県内都市のお手伝いワーカー
- 農業に興味のある者
- 異業種分野など

1. 労働力の募集・育成

(1) 人材の募集

人材募集のイベントの開催や出展、求人連絡等



(2) 人材の育成

確保した人材を対象とした、研修活動等



2. 人材の調整

産地の要請の把握・整理、労働力派遣
農業サービス事業体・援農隊への情報提供・指導



3. 労働負荷軽減のための環境整備

労働負荷を軽減する機械等の共同利用(アシストスーツ、位置情報基地局、野菜収穫機等)



産地からの要請に応じた労働力提供

産地

畑作

水田作

果樹・野菜

施設園芸

・

・

援農隊

・ 農業未経験者を含む幅広い人材から援農隊を組織化

17 産地活性化総合対策事業

【2, 390（2, 343）百万円】

対策のポイント

産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成、生産・流通システムの高度化など、生産現場での多様な課題の解決に向けた取組を支援します。

<背景／課題>

- ・農畜産物価格の低迷、資材価格の上昇等、農業生産現場は依然厳しい状況に置かれています。
- ・この状況を打開するためには、「日本再興戦略」等に基づき、「攻めの農業」の実現に向け、マーケットインの発想から実需者等と一体となり新品種等を活用した「強み」のある産地の形成、ICTを活用したGAPの認証取得、花きの安定供給体制づくり等による生産・流通システムの高度化等を進めることが重要です。

政策目標

ガイドラインに則したGAP導入産地割合の増大
(23%（平成25年度）→70%（平成30年度）)

<主な内容>

1. 新品種・新技術活用型産地育成支援事業

「強み」のある産地形成を図るため、新品種や新技術等を活用して、実需者、農業者、普及指導員等が一体となり、新たな産地形成を行う取組等を総合的に支援します。

2. 生産システム革新推進事業

革新的な生産システムの確立に向け、ICTを活用したGAPの認証取得や平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会を契機としたGAPの普及拡大、普及指導員の資質の維持・向上を図るための取組等を支援します。

3. 薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業

薬用作物等の産地形成を促進するため、事前相談・マッチング窓口の設置や専門家による栽培技術指導体制の整備、栽培技術の確立等に向けた取組等を支援します。

4. 国産花きイノベーション推進事業

国産シェア奪還に向けた花きの日持ち性向上のための取組や輸出拡大のための低温パッキング等の取組、平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けた安定供給体制づくりを支援します。

5. 産地収益力増強支援事業

農業の成長産業化と農業・農村の所得向上を実現するため、多収品種や新たな輪作体系の導入等による土地利用型作物の生産コストの低減、農産物の利用拡大、蜜源の拡大・確保に向けた取組等を支援します。

6. 農畜産業機械等リース支援事業

新品種・新技術の導入、GI・機能性表示に対応するための光センサー等の機器の導入、地域作物の生産体制の確立に必要な農畜産業機械等のリース方式による導入の場合の負担を軽減します。

7. いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業

国産畳表の高品質化・ブランド化に取り組むいぐさ生産者の経営安定を図るため、国産畳表の価格が下落した際に補てん金を交付します。

〔補助率：定額、1／2、1／3以内等〕
〔事業実施主体：協議会、民間団体等〕

お問い合わせ先：

- | | | |
|--------|--------------------------|----------------|
| 1・6の事業 | 生産局総務課生産推進室 | (03-3502-5945) |
| 2の事業 | 生産局技術普及課 | (03-6744-2107) |
| 3・7の事業 | 生産局地域作物課 | (03-6744-2117) |
| 4の事業 | 生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室 | (03-6738-6162) |
| 5の事業 | 生産局穀物課(大豆・麦・飼料用米等) | (03-3502-5965) |
| | 生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室 | |
| | (養蜂等振興(花粉交配用昆虫)) | (03-3593-6496) |
| | 生産局畜産振興課(養蜂等振興(蜜源植栽支援等)) | (03-3591-3656) |
| | 生産局地域作物課(地域作物支援) | (03-6744-2115) |
| | 生産局畜産企画課(バイオマス支援) | (03-3502-0874) |
| | 生産局食肉鶏卵課(食肉等産地育成強化) | (03-3502-5989) |
| | 生産局牛乳乳製品課(乳業再編) | (03-6744-2128) |

産地活性化総合対策事業

産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成など生産現場での多様な課題の解決に向けた取組を支援。

推進事業 注）（）内は、補助率

新品種・新技術活用型産地育成支援事業

産地ブランド発掘事業(定額)

地域コンソーシアム支援事業(定額)

種苗供給円滑化事業(定額)

新品種・新技術活用環境整備事業(定額、1/3)

農畜産業機械等リース支援事業

- ・補助率:定額(物件購入相当額の1/2以内等)
- ・推進事業と一体的に取り組む場合に支援。
- ・各種タイプと対応する推進事業は以下のとおり。(一部は単独可)

新品種・新技術活用型

生産システム革新推進事業

GAP体制強化・供給拡大事業(定額、1/2)【新規】

農作業安全総合対策推進事業(定額)【拡充】

普及指導活動課題解決技術習得支援事業(定額)【新規】

薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業(定額、1/2)【拡充】

国産花きイノベーション推進事業(定額、1/2)【拡充】

産地収益力増強支援事業

大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業(定額、1/2)【拡充】

養蜂等振興強化推進事業(定額、1/2)【拡充】

地域作物支援地区推進事業(1/2)【拡充】

地域バイオマス支援地区推進事業(定額)

食肉等産地育成強化推進事業(1/2)

乳業再編等合理化推進事業(定額)

いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業(定額)

産地活性化型

地域作物支援型
【リース単独実施】